

ジェイティービー健康保険組合財産管理規程

(平成13年3月14日健保名称変更)

(平成14年4月1日一部改定)

(平成15年1月10日一部改定)

(平成19年8月1日一部改訂)

(平成21年4月1日一部改訂)

(平成30年4月1日一部改訂)

(平成31年4月1日一部改訂)

(令和4年4月1日一部改訂)

(令和5年3月1日一部改訂)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程はジェイティービー健康保険組合の所有する財産(以下「組合財産」という。)の適正かつ良好な管理を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 組合財産の管理については、健康保険法、健康保険法施行令、健康保険法施行規則及び関係通達並びに組合規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(財産の分類および定義)

第3条 この規程において、財産とは次に掲げるものをいう。

1. 支払余裕金
2. 準備金
3. 任意積立金
 - (1) 別途積立金
 - (2) 退職積立金
4. 固定資産
 - (1) 有形固定資産(準備金で保有する土地・建物を除く)
 - ① 土地
 - ② 建物(附属設備を含む)
 - ③ 構築物
土地に継続的に固着し、毀損のない限りその土地から分離できない土木設備または工作物をいい、護岸・塀・柵・排水溝・貯水槽・浄化槽・焼却炉及び外灯等である。
 - ④ 機械器具・装置
機械とは1つの資産がそのまま作業の用に供せられるものいい、器具とは作業を間接に補助する物件をいう。装置とは、ボイラー・リフト等である。
 - ⑤ 備品
備品とは日用の道具並びに事業に使用するための備え付けの諸物品をいう。

⑥ 車輛及び運搬具

(2) 無形固定資産

① 温泉受給権

温泉受給権とは公有にかかる温泉の供給を受ける権利をいう。

② 電話加入権

電話加入権とは公有にかかる通話施設を利用する専用電話の権利をいう。

③ 借地権・借家権 ④ 水利権

(3) 有価証券等(準備金・任意積立金等で保有する有価証券を除く。)

① 出資金 ② 保証金 ③ 電信・電話債権 ④その他(敷金等)

(重要財産)

第4条 前条に掲げる財産のうち、次のものは重要財産とする。

1. 準備金
2. 別途積立金
3. 土地
4. 建物(耐用年数が経過したものを除く)
5. 土地及び建物を除く固定資産(耐用年数が経過したものを除く)でその時価評価額が50万円以上のもの。

第2章 管理の責任

(管理責任者)

第5条 財産の管理責任者は理事長とする。

2 理事長は常務理事に財産の管理事務を行わせることができる。

(保管責任者)

第6条 理事長は保管責任者を指名し、固定資産の維持及び保全にあたらせるものとする。

2 保管責任者は、その所属する固定資産の維持保全について 常に責任をもって点検し、原形・原能力を維持するよう整備しておかなければならない。

(管理の義務)

第7条 財産管理に関する事務を行うものは、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならない。

第3章 管 理

(支払余裕金)

第8条 支払余裕金は、現金・預金または貯金によって保有しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず支払いに支障のない範囲において、金銭信託または委託金及び元本が安全であり、理事会で承認を受けたものによって保有できるものとする。

3 翌日に繰越す手持ち現金は概ね50万円以下とする。

(準備金)

第9条 準備金を規約第59条11号の土地・建物で保有するときは、あらかじめ予算科目を設定し、組合会の議決後監督庁への予算の届出後に行なうものとする。

(退職積立金)

第10条 退職積立金は、規約第60条の規定により保有しなければならない。

(有価証券)

第11条 有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券をいう)は、銀行または信託会社に保護預けをし、または登録機関に登録するものとする。

2 有価証券のうち記名式とされるものは、全て記名しておくものとする。

(損害保険の付保)

第12条 財産のうち必要と認められるものは損害保険を付しておくものとする。

(不動産)

第13条 不動産は登記をし、且つ土地については常時その境界を明らかにしておかなければならない。

(積立金台帳)

第14条 諸積立金は、積立金台帳を備え、これをもって整理しなければならない。ただし、規約第59条11号によって保有する準備金については固定資産台帳を準用する。

(固定資産台帳)

第15条 固定資産を管理するため、固定資産台帳を設け整理するものとする。

2 固定資産台帳は各施設毎に1簿冊にとりまとめ、1物件1口座とし第3条に定める分類に基づいて作成するものとする。

3 固定資産台帳の作成に際し、取得時期・種類・構造・能力・用途及び価格を同じくする固定資産については、これを一括して作成することができる。

(固定資産台帳の記帳)

第16条 固定資産台帳には次に掲げる事項を記帳するものとする。ただし、固定資産の性質によりその記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 固定資産の名称及び資産番号、所在地
- (2) 取得年月日、取得の内容及び取得先
- (3) 取得価格及び帳簿価格並びに単価
- (4) 減価償却の方法・耐用年数・償却額・償却累計額・償却年月日
- (5) 製作所・建設業者名・容量・寸法・能力・規格・構造または内容
- (6) 使用または保管の場所及び用途
- (7) 移管・転用・滅失・増設事項
- (8) 保険付保額

- (9) 確認年月日・確認者印
- (10) その他必要と認める事項

(固定資産の整理)

第 17 条 固定資産の整理は物件ごとに資産番号を定め番号札をつけるものとする。ただし、番号札をつけることのできないもの、またはつけることによって資産価値を損ずるものは他の適当な表示方法を用いることができる。

(確認)

第 18 条 理事長又は常務理事は、財産は毎年度 1 回以上台帳と照合し、その結果を明らかにするため台帳に確認年月日並びに確認者を記録する。

- 2 理事長又は常務理事は照合の結果、滅失または著しい破損等の事故を発見したときは、その原因を追求し直ちに理事長に報告しなければならない。
- 3 固定資産が前項により減少したときは、第 39 条に準じて臨時償却を行なうものとする。

第 4 章 取得および取得価額

(取得)

第 19 条 取得とは固定資産の新設・購入・譲受及び交換並びに拡張または移転、改善をいう。

- 2 固定資産の取得は理事長の承認を得たのちに行なうものとする。
- 3 10 万円未満の固定資産は常務理事の承認を得て取得できるものとする。

(交換による取得価格)

第 20 条 交換によって取得した固定資産の取得価格は、対価として相手方に引渡した際の帳簿価額をもって評価する。

(贈与、低廉譲受等による取得価格)

第 21 条 贈与または低廉譲受により取得した固定資産の取得価格は時価評価額とする。

(土地の取得価額)

第 22 条 土地の取得価額には、土地の購入価額のほか、仲介手数料などの付随費用(ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く)を含むものとする。

(建物の取得価格)

第 23 条 建物の取得価額は次の各号による。

- (1) 購入の場合は購入価額に仲介手数料等の付随費用(ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く)を加えるものとする。
- (2) 建築の場合は請負費(電気・ガス・冷暖房・照明・通風・給排水設備等の諸設備を含む)に、設計製図費・監督費等の付随費用(ただし、不動産取得税等の租税公課等を除く)を加えるものとする。

(構築物または装置の取得価額)

第 24 条 構築物または装置の取得価額は第 23 条に準じて取扱う。

(機械器具の取得価額)

第 25 条 機械器具の取得価額には原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。

(備品の取得価格)

第 26 条 備品の取得価額には原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。

(温泉受給権の取得価格)

第 27 条 温泉受給権の取得価格は温泉の受給権利金額とする。

- 2 温泉に引用するための温泉タンク、給排水管等の価格または費用は取得価格に加えず、有形固定資産構築物へ計上する。

(電話加入権の取得価格)

第 28 条 電話加入権の取得価格は加入料及び設備料等架設に必要な費用とする。

- 2 権利取得にあたり電話公債の引受費は、引受期間終了時迄は有価証券として金員に計上する。
- 3 自己所有の電話交換機械等の価格または費用は電話加入権の取得価格に加えず、有形固定資産機械器具へ計上する。

(借地権・借家権の取得価格)

第 29 条 借地権・借家権の取得価格は他人の土地・建物を使用する権利金額とする。

第 5 章 改善および修繕

(改善費)

第 30 条 固定資産の価値能力を増加し、または使用可能期間を延長させるために要する費用は改善費とし、当該固定資産の評価替を行ないその金額を帳簿価額とする。

- 2 固定資産が改善によりその価値能力は増加したときであっても、改善に際してその一部を取り壊した場合はその部分の価格を見積り、これを当該固定資産の帳簿価額から控除するものとする。

(修繕費)

第 31 条 固定資産の価値、原能力を維持するために要する費用及び部分的破損により現状に回復するために要する費用は、修繕費として当該固定資産の帳簿価額には加えない。

(用途変更、移設及び移築)

第 32 条 固定資産の用途を変更し移設または移築をするために要した費用は第 30 条第 1 項に準じて取扱う。

(災害等による損傷固定資産の復旧費)

第 33 条 固定資産が災害により損傷した場合は、被害の程度が軽微または被害の程度が比較的軽いものについての復旧費用は全額修繕費とみなし第 31 条に準じて取扱う。

- 2 被害の程度が大きく、資産としての利用価値を喪失した状態となったものについての復旧費用のうち、次に掲げるものは修繕費とし、その他費用は改善費とする。
 - (1) 被害現場の跡片付け費用
 - (2) 外装の復旧、塗装及びガラスの装入等の費用

- (3) 作業仮小屋、足場組立の費用 (4) 復旧材料運搬等の費用
(5) 補助部分品等の費用 (6) 前各号に類する費用

第6章 減価償却

(減価償却)

第34条 減価償却とは固定資産の取得価格及び耐用年数に基づいて減価償却額を算出し、当該固定資産の取得価格を継続的に減額し、適正な時価評価を行なうことをいう。

(準備金である建物の減価償却)

第35条 準備金を規約第59条11の規定に基づき建物で保有するときは、毎年度定額法により減価償却をすること。なお、この場合における減価償却額の計算は次の算式によることとし、耐用年数経過時点で1円まで償却し、これを毎年度の支出予算に計上して、準備金に繰り入れるものとする。

$$\text{減価償却額} = \text{取得価額} \div \text{耐用年数}$$

- 2 減価償却が終了したときは、当該資産について時価評価を行い、これを固定資産に組み入れる。

(準備金以外の固定資産の減価償却)

第36条 土地を除く準備金以外の固定資産のうち、耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のもの(以下「償却資産」という。)については、毎年度定額法により減価償却を行う。耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満のもの(以下「小額資産」という。)については、取得時に取得価格の全額を償却すること。

- 2 前項の減価償却にあたっては、前条第1項の規定を準用する。
3 事業年度の途中において取得した固定資産の当該年度の償却額は前項により算出した額に【取得から年度末までの月数(端数切上げ)／12】を乗じた額とする。

(耐用年数)

第37条 第35条及び第36条により減価償却をする場合における耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」の定めるところによる。

- 2 中古固定資産を取得し、その耐用年数を見積る場合は、以下による。なお、見積った結果、当該耐用年数が2年未満の場合は2年とする。

$$\text{法定耐用年数の一部を経過したもの} = \text{法定耐用年数} - \text{経過年数}$$

(耐用年数の端数整理)

第38条 固定資産の耐用年数計算に際して1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。ただし、前条に該当するものを除く。

(臨時償却)

第39条 不慮の災害もしくは経済状態の悪化にともない、有形固定資産の価値が著しく減少し、その減少が長期間にわたるか、または回復の見込がないときは、その損失の程度を見積もり臨時償却を行なうものとする。

- 2 前項の償却を行なうときは、理事長の承認を得て組合会に報告するものとする。

第7章 処 分

(重要財産の処分)

第 40 条 重要財産{準備金(土地、建物で保有するものを除く。)及び別途積立金を除く。}の売却・交換・譲渡・廃棄または取り崩しを行なうときは、組合会の議決を経て監督庁の認可を受けなければならない。

- 2 準備金(土地、建物で保有するものを除く)及び別途積立金ならびに土地及び建物を除く固定資産(耐用年数が経過したものを除く)で、その評価価額が 50 万円以上のものの売却・交換・譲渡・廃棄または取り崩しを行うときは、組合会の議決を経なければならない。

(再評価)

第 41 条 固定資産(準備金で保有する土地、建物を含む)を処分するときは、評価能力のある者に命じ、または委嘱し時価評価を行ない、処分価額の妥当性を証しなければならない。

(固定資産の処分)

第 42 条 固定資産(第 40 条に該当するものを除く)を処分するときは、理事会の承認を得て行なうものとする。ただし、帳簿価格 10 万円未満の機械器具・装置・備品及び車輛・運搬具ならびに再評価額が 10 万円未満の無形固定資産であって緊急を要するものについては理事長の承認を得て処分することができる。

- 2 前項のただし書による場合は理事会に報告するものとする。

(除 却)

第 43 条 固定資産を譲渡または売却処分したときは、その金額を当該年度一般会計の不要財産売却代の科目に収入し、当該固定資産の帳簿価格を除却するものとする。

- 2 固定資産を廃棄処分したときは残存価格を廃棄損として、当該固定資産の帳簿価格を除却するものとする。
- 3 前各号により生じた差益、差額については理事会に報告するものとする。

附 則

1.この規程は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 60 年 8 月 1 日施行の財産管理規程は平成 10 年 3 月 31 日限り廃止する。

2.第 9 条、10 条、22 条、35 条、36 条、37 条の改定は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

3.第 9 条、10 条、35 条の改定は平成 15 年 1 月 10 日から適用する。

4.第 34 条、第 35 条1項、第 36 条第 2 項は、平成 19 年財務省令第 21 号「減価償却資産の耐

用年数等に関する省令の一部改正」によるもので、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産から適用する。

- 5.第9条、14条、35条1項の字句訂正は規約変更(規約第59条 11)によるもので、平成19年8月1日から適用する。
- 6.平成21年3月健保連販売の「財産管理規程(例)」改訂版に基づき、第19条3項、22条1～2項、23条(1)(2)、29条(借家権を追加)、35条2項・3項は削除、36条1～3項、37条1項2項、38条、42条1項について一部の字句変更及び文言整理をし、平成21年4月1日から適用する。
- 7.第3条4の(2)の③の一部字句削除、同(3)の④の追加、第9条の一部文言削除、第11条の法律名の修正、第5章における取得価を取得価額に修正、第22条2項の削除、第25条及び第26条の文言訂正と一部削除、第29条の2項の削除、第40条2項の追加をし、平成30年4月1日から施行する。
- 8.第3条4の(1)の⑤の一部文言削除をし、平成31年4月1日から施行する。
- 9.第18条の文言を訂正し、令和4年4月1日から施行する。
- 10.第18条の文言を追加、訂正し、令和5年3月1日から施行する。